

兵庫県公報

令和3年7月6日 火曜日 第222号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 有害興行の指定（青少年課）	1
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（地域福祉課）	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更、廃止及び休止の届出（同）	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の辞退の届出（同）	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）	4
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更、廃止及び休止の届出（同）	4
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定（同）	5
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	5
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	6
○ 土地改良区清算人の退任の届出（同）	8
○ 県営土地改良事業の緊急耐震工事計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	8
○ 地積を特に減じて換地を定める土地の指定（同）	9
○ 保安林の指定予定の取消し（豊かな森づくり課）	10
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	10
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	11
○ 道路の位置指定（北播磨県民局）	11
○ 同 上（淡路県民局）	11
公 告	
○ 入札公告（広報戦略課）	11
○ 同 上（システム企画課）	13
○ 旧住宅地造成事業に関する法律第12条第3項に基づく工事完了公告（北播磨県民局）	16
選挙管理委員会告示	
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	16
公安委員会告示	
○ 地域交通安全活動推進委員の解嘱	18
市町村職員共済組合公告	
○ 令和2年度決算の要旨	18
一般財団法人行政書士試験研究センター公告	
○ 令和3年度行政書士試験の実施	19
正 誤	
○ 令和3年5月21日付け兵庫県公報第209号中	22

告 示

兵庫県告示第742号

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

令和3年7月6日

兵庫県知事 井戸敏三

指定理由	著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。	
種別	名 称	制作・配給会社
映 画	奥様は痴女 男と女の淫らなタンDEM	新東宝映画



兵庫県告示第743号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和3年7月6日

兵庫県知事 井戸敏三

指定医療機関

名 称	所在地	指定年月日
たけのこ薬局	芦屋市川西町15-18 芦屋リバーウエストマンション101号	令和3年4月1日
芦屋クリニックのぞみ	同 市陽光町3-84	同 年6月1日
さくや訪問看護ステーション	伊丹市西台2-4-8 星和ビル302号	同 年5月1日
伊丹駅前皮膚科クリニック	同 市中央1-4-4	同 月7日
エポック訪問看護ステーション	同 市南町4-5-23	同 月30日
オーエン訪問看護ステーション	同 市中野西4-29-1 エステートプラザ伊丹101	令和3年6月1日
よしおか内科クリニック	加古川市尾上町口里814-34	同 年5月1日
はやし耳鼻咽喉科・頭頸部外科	同 市加古川町稲屋1-1	同 年6月1日
オリザ薬局	同 市加古川町稲屋5-4	同
藤田歯科	宝塚市仁川北2-1-24	令和3年5月1日
スギ薬局宝塚調剤店	同 市鶴の荘3-6	同 年6月1日
たにかわ眼科	三木市別所町小林725-4	同 年5月1日
白菊調剤薬局	川西市新田1-3-8	同
河合医院	丹波篠山市北新町71-1	令和3年1月1日
かみや歯科医院	朝来市和田山町法興寺139-1	同 年4月1日
津名薬局	淡路市志筑新島6-31	同 年5月1日
プラチナ薬局イオンモール猪名川店	川辺郡猪名川町白金2-1 イオンモール猪名川3F	同
スギ薬局明石稲美調剤店	加古郡稲美町国岡2-10-2	同

兵庫県告示第744号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から名称等の変更、廃止及び休止の届出があった。

令和3年7月6日

兵庫県知事 井戸敏三

1 名称等の変更の届出があった指定医療機関

名称	所在地	変更内容
さんしろ歯科医院	三木市大村163 イオン三木店2階	開設者名称
間瀬内科クリニック	川西市中央町5-5 OHMIビル5F	所在地
かわいクリニック	丹波篠山市北新町71-1	名称
訪問看護ステーションコスモス	同 市大沢1-7-2	所在地

2 廃止の届出があった指定医療機関

名称	所在地
いけだ歯科	芦屋市松ノ内町10-1
たけのご薬局	同 市川西町15-18 リバーウエストマンション101号
医療法人南谷継風会南谷クリニック伊丹	伊丹市南本町7-1-15
尾上歯科クリニック	加古川市加古川町中津540-2
神田矯正歯科	同 市加古川町北在家404-5
キリン堂薬局加古川平岡店	同 市平岡町二俣643-1
わか葉アイクリニック	川西市栄町25-1 アステ川西3階
おおたに歯科医院	同 市湯山台2-1-74
河合医院	丹波篠山市北新町71-1
原歯科医院	丹波市春日町黒井1657-2
フラワー薬局八鹿店	養父市八鹿町八鹿1834-6
かみや歯科医院	朝来市和田山町法興寺139-1
光都プラザクリニック	赤穂郡上郡町光都2-23-1
テリアカヤ平田薬局	美方郡新温泉町浜坂1080-3
有限会社まるや薬局	同 郡同 町諸寄592

3 休止の届出があった指定医療機関

名称	所在地
こもれび心療クリニック	加古川市加古川町粟津字北浦253-10 サンマートビル2階

兵庫県告示第745号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から辞退の届出があった。

令和3年7月6日

兵庫県知事 井戸敏三

辞退の届出があった指定医療機関

名称	所在地
うさぎ堂薬局	加古川市加古川町溝之口507 サンライズビル1階



兵庫県告示第746号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

令和3年7月6日

兵庫県知事 井戸敏三

指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地	指定年月日
サンミ薬局	たつの市揖保川町神戸北山146-3	有限会社サンミ企画	大阪府茨木市北春日丘1-7-9	令和3年3月1日



兵庫県告示第747号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更、廃止及び休止の届出があった。

令和3年7月6日

兵庫県知事 井戸敏三

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地	変更内容
訪問看護ステーションコスモス	丹波篠山市大沢1-7-2	特定非営利法人訪問看護ステーションコスモス	丹波篠山市大沢1-7-2	所在地

2 廃止の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地
訪問看護ステーションせいふう伊丹（居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導事業のみ廃止）	伊丹市鋳物師5-79	医療法人晴風園	川辺郡猪名川町北田原字屏風岳3

太田ひふ科クリニック	同 市中央1-4-4 塩井ビル1F	太田 純子	伊丹市中央1-4-4 塩井ビル1F
キリン堂薬局加古川平岡店	加古川市平岡町二俣643-1	株式会社キリン堂	大阪市淀川区宮原4-5-36
J A兵庫みらい小野三木ケアセンター	小野市上本町195-6	兵庫みらい農業協同組合	加西市玉野町1156-1
立雲の郷居宅介護支援事業所	朝来市和田山町竹田2063-3	社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団	神戸市西区曙町1070
デイサービスセンターたきの苑	加東市下滝野508-1	社会福祉法人健睦会	加東市下滝野字高倉1283-37

3 休止の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地
訪問看護ステーションせいふう伊丹	伊丹市鋳物師5-79	医療法人晴風園	川辺郡猪名川町北田原字屏風岳3

兵庫県告示第748号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和3年7月6日

兵庫県知事 井戸 敏 三

指定施術機関

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
宮下 万有美	淡路島訪問鍼灸マッサージうみやまーる	洲本市栄町4-3-12	令和3年4月1日
大石 拓也	おかだ鍼灸整骨院	宝塚市売布東の町11-5	同 年5月12日
知念 美紅	川西だるま整骨院	川西市中央町3-3 1F	同 年2月1日

兵庫県告示第749号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

令和3年7月6日

兵庫県知事 井戸 敏 三

市西土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
監事	福永 紘一	南あわじ市市三條659番地
同	榎本 芳史	同 市志知中島697番地
同	松下 良卓	同 市志知難波321番地1

兵庫県告示第750号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和3年7月6日

兵庫県知事 井戸敏三

神戸市大沢土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	東岡 威和雄	神戸市北区大沢町神付47番地
同	中原 久男	同 市同区大沢町上大沢2864番地
同	大家 重明	同 市同区大沢町上大沢622番地
同	池鍋 充泰	同 市同区大沢町上大沢1659番地
同	和田 茂	同 市同区大沢町中大沢542番地
同	稻生 秀治	同 市同区大沢町中大沢888番地の2
同	岩形 孝司	同 市同区大沢町日西原933番地
同	山本 雅也	同 市同区大沢町日西原478番地
同	西浦 隆	同 市同区大沢町日西原1873番地
同	乗本 佳則	同 市同区大沢町簾126番地
同	福井 栄幸	同 市同区大沢町市原708番地
監事	藤原 利夫	同 市同区大沢町上大沢847番地
同	山中 博司	同 市同区大沢町日西原833番地
同	乗池 邦晴	同 市同区大沢町簾80番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	東岡 威和雄	神戸市北区大沢町神付47番地
同	大家 重明	同 市同区大沢町上大沢622番地
同	辻井 稔	同 市同区大沢町上大沢369番地
同	池鍋 充泰	同 市同区大沢町上大沢1659番地
同	稻生 秀治	同 市同区大沢町中大沢888番地の2
同	弓場 康孝	同 市同区大沢町中大沢123番地
同	岩形 孝司	同 市同区大沢町日西原933番地
同	山本 雅也	同 市同区大沢町日西原478番地
同	西浦 隆	同 市同区大沢町日西原1873番地
同	乗本 佳則	同 市同区大沢町簾126番地
同	松下 裕彦	同 市同区大沢町市原867番地
監事	藤原 利夫	同 市同区大沢町上大沢847番地
同	福井 栄幸	同 市同区大沢町市原708番地
同	白杵 芳之	西宮市山口町名来2丁目28番16号

西脇市西脇土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	笹倉 忠三	西脇市寺内70番地
同	平田 高夫	同 市大垣内331番地の1
同	高瀬 善久	同 市嶋262番地の2
同	白井 茂樹	同 市上戸田124番地の1
同	原田 康弘	同 市津万152番地
同	藤井 晋	同 市嶋510番地の5
同	福井 寛行	同 市大垣内44番地の2
同	笹倉 和也	同 市寺内78番地
同	藤井 邦彦	同 市西嶋52番地

同	猪 藤 和 則	同	市蒲江239番地の1
同	本 田 則 幸	同	市坂本214番地の1
同	片 岡 義 晴	同	市大野507番地の1
監 事	松 岡 敬 文	同	市嶋117番地
同	笹 倉 邦 啓	同	市寺内57番地の3
同	浦 上 文 和	同	市大野539番地の45
就任役員			
役員の区分	氏 名	住 所	
理 事	笹 倉 忠 三	西脇市寺内70番地	
同	平 田 高 夫	同 市大垣内331番地の1	
同	高 瀬 善 久	同 市嶋262番地の2	
同	白 井 茂 樹	同 市上戸田124番地の1	
同	徳 岡 恒 夫	同 市津万129番地	
同	鶴 田 昭 吾	同 市嶋196番地	
同	福 井 寛 行	同 市大垣内44番地の2	
同	竹 中 修	同 市寺内519番地の12	
同	三和田 義 則	同 市西嶋57番地の3	
同	竹 中 敏 文	同 市蒲江321番地の7	
同	宇 治 一 貴	同 市坂本35番地の3	
同	浦 上 則 雄	同 市大野539番地の138	
監 事	原 田 康 弘	同 市津万152番地	
同	藤 井 晋	同 市嶋510番地の5	
同	猪 藤 和 則	同 市蒲江239番地の1	
兵庫県東播土地改良区			
退任役員			
役員の区分	氏 名	住 所	
監 事	栗 田 正 幸	加東市北野207番地6	
同	岩 本 桂 介	同 市岡本1500番地1	
同	藤 本 邦 彦	小野市山田町622番地	
同	多 鹿 主 記	同 市天神町766番地	
就任役員			
役員の区分	氏 名	住 所	
監 事	繁 本 雅 和	加東市森792番地1	
同	土 江 直 幸	同 市多井田569番地	
同	壺 井 弘 次	同 市上田763番地	
同	近 都 登志人	小野市葉多町558番地の1	
東播用水土地改良区			
退任役員			
役員の区分	氏 名	住 所	
理 事	安 原 潤	神戸市西区井吹台東町4丁目10番地の1	
就任役員			
役員の区分	氏 名	住 所	
理 事	安 岡 正 雄	神戸市西区学園東町1丁目3番地の1 115-301号	
印南北池土地改良区			
退任役員			
役員の区分	氏 名	住 所	
理 事	井 澤 孝 泰	加古郡稲美町印南818番地	
同	畑 雅 秀	同 郡同 町印南915番地の3	
同	中 岡 英 則	同 郡同 町印南836番地	
同	藤 田 武 志	同 郡同 町印南920番地の2	

同	唐 木 和 典	同 郡同 町印南931番地の1
監 事	西 川 和 典	同 郡同 町印南950番地の8
同	末 松 知 樹	同 郡同 町印南910番地の2

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

監 事

同

氏 名

藤 田 武 志

西 川 富 男

中 岡 浩 希

唐 木 和 典

末 松 知 樹

水 野 良 二 郎

井 澤 美 智 子

住 所

加古郡稲美町印南920番地の2

同 郡同 町印南867番地の1

同 郡同 町印南847番地の14

同 郡同 町印南931番地の1

同 郡同 町印南910番地の2

同 郡同 町印南864番地の2

同 郡同 町野谷186番地



兵庫県告示第751号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、次の土地改良区から清算人の退任の届出があった。

令和3年7月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市西土地改良区

氏 名	住 所
天 羽 龍 文	南あわじ市市福永631番地2
喜 田 裕 夫	同 市市福永693番地
仲 田 勉	同 市市福永567番地
喜 田 正	同 市市福永641番地
仲 野 良 昭	同 市市新380番地1
神 木 秀 夫	同 市市新348番地
神 木 修	同 市市新423番地2
高 田 洋 成	同 市市新100番地
豊 田 惠	同 市市三條732番地3
島 田 智 充	同 市市三條598番地
橋 本 宗 男	同 市市三條756番地
山 口 悟	同 市市市215番地2
榎 本 繁 秋	同 市志知中島266番地
松 下 泰 弘	同 市志知中島234番地1
神 代 充 広	同 市志知中島286番地
溝 口 保 夫	同 市志知難波327番地
樋 口 正 男	同 市市三條464番地2



兵庫県告示第752号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急耐震工事計画を令和3年6月22日に定めたので、緊急耐震工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和3年7月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	高丸池地区	令和3年7月6日から 同 月26日まで	洲本市役所
同上	夫婦池下池地区	同上	同上



兵庫県告示第753号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定により、県営土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））片田地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地については地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

令和3年7月6日

兵庫県知事 井戸敏三

市町	大字	字	地番	地目	用途	地積 (㎡)	特に減ずる地積 (㎡)
南あわじ市	志知北	井ノ坪	51—1	田	田	1,169	86.81
同	同	谷寄	44—1	田	田	122	79.12
同	同	同	79—1	田	田	780	134.68
同	同	海田	105—1	田	田	538	74.15
同	同	同	110—1	田	田	1,130	130.59
同	同	原田	92—1	田	田	504	41.35
同	同	井ノ坪	67—1	田	田	526	106.35
同	同	東ラ	226—1	田	田	318	88.87
同	同	谷寄	84—1	田	田	744	104.13
同	同	三角田	299—1	田	田	1,382	103.45
同	同	谷寄	81—1	田	田	165	30.08
同	同	海田	108	田	田	839	129.63
同	同	同	107—1	田	田	905	75.73
同	同	同	113—1	田	田	1,489	134.49
同	同	同	133	田	田	140	41.35
同	同	谷寄	43—1	田	田	102	72.22
同	同	日枝尻	243	田	田	1,035	167.61
同	同	三角田	292—1	田	田	524	97.36
同	同	大坪	167	田	田	523	56.59
同	同	鴻原	907	田	田	1,098	16.69
同	同	海田	95—1	田	田	592	53.21

同	同	池田	235—1	田	田	547	36.32
同	同	海田	104—1	田	田	211	139.48
同	同	井ノ坪	53—1	田	田	699	40.64
同	同	大坪	271—2	田	田	631	38.66
同	同	森ノ上	473	田	田	613	9.32
同	同	井ノ坪	63—1	田	田	332	42.35
同	同	鴻原	512	田	田	434	28.19
同	同	六反長	17—1	田	田	207	64.89
同	同	同	3—1	田	田	1,151	207.11
同	同	海田	99—1	田	田	534	134.57
同	同	同	143—1	田	田	1,121	110.65



兵庫県告示第754号

令和3年兵庫県告示第583号により保安林の指定の予定に関する告示を行った次の保安林予定森林について、保安林の指定の予定を取り消す。

令和3年7月6日

兵庫県知事 井戸敏三

保安林予定森林の所在場所

赤穂郡上郡町與井字西山913の14から913の18まで、913の20から913の22まで、913の24、913の27、913の31、913の32、913の41、913の52、913の59、913の83、913の161、913の165、913の166



兵庫県告示第755号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年7月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和3年6月1日から令和4年3月25日まで
- 3 作業地域
豊岡市但東町三原地内



兵庫県告示第756号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年7月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間

令和3年5月20日から同年7月31日まで

- 3 作業地域
赤穂市坂越地内



兵庫県告示第757号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年7月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和3年5月31日から令和4年3月25日まで
- 3 作業地域
丹波市春日町池尾、春日町多田及び市島町東勅使地内



兵庫県告示第758号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和3年7月6日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R02北播位置 0003号	3.6.22	小野市本町604番4の一部、604番24の一部、 604番26の一部、679番3の一部、680番3の一部	5.00	53.481



兵庫県告示第759号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和3年7月6日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R02淡路位置 0010号	3.6.22	南あわじ市賀集八幡字印部113番3の一部	6.00	29.46

公 告

入札公告

インターネットを活用した県広報媒体等効果測定調査に関する業務に係る一般競争入札を次のとおり実施する。

令和3年7月6日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 調達内容

(1) 業務件名

インターネットを活用した県広報媒体等効果測定調査に関する業務

(2) 仕様

入札説明書による

(3) 履行期間

契約の日から令和4年3月31日（木）まで

(4) 履行場所

兵庫県（以下「県」という。）が指示する場所

(5) 入札方法

上記(1)について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で下記3(3)の入札開始日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部政策調整局広報戦略課広報戦略班 担当 大橋
電話 (078) 362-3016

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和3年7月6日（火）から同月20日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

令和3年7月30日（金）午前11時 兵庫県第2号館4階記者会見室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和3年7月29日（木）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和3年7月29日（木）午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は

無効となる。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書を令和3年7月20日（火）午後5時までに前記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札に参加する者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し、説明を求められた場合はそれに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の日時及び場所に到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険契約が契約締結予定日まであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格がない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した役務を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和3年7月6日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称

兵庫県情報セキュリティクラウド構築委託業務

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約日から令和4年1月31日（月）まで

(4) 応募方法

単独企業又は企業グループによるものとする。

(5) 入札方法

上記(1)の業務について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出入札管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 企業グループによる参加の場合は、企業グループの全ての構成員が、上記(1)から(4)までの各要件を全て満たしており、かつ、単独又は他の企業グループの構成員として、本委託業務の調達に参加していないこと。

3 入札書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁第3号館12階
兵庫県企画県民部科学情報局システム企画課 システム企画班
電話 (078) 341-7711 内線2280 FAX (078) 362-3931
電子メールアドレス sysad@pref.hyogo.lg.jp

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和3年7月6日（火）から同月20日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札及び開札の日時及び場所

令和3年8月18日（水）午前11時 兵庫県庁第3号館8階会議室

(4) 入札書等の提出期限

上記(3)の入札及び開札の日時に直接入札書を提出すること。ただし、郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和3年8月17日（火）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 仕様確認等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする業務の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和3年7月7日（水）から同年8月3日（火）まで（持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

イ 受付場所

前記3(1)に同じ。

ウ 提出書類

構築計画に関する書類

エ 提出方法

持参又は電子メールにより提出すること。

オ 確認の結果

令和3年8月11日（水）午後5時までに通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた仕様で入札すること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の5以上の額の入札保証金を令和3年8月16日（月）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を提出する場合等財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第84条の規定に該当する場合は、この限りではない。

- (3) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入すること。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を提出する場合等財務規則第100条の規定に該当する場合は、この限りではない。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参又は郵送等により行うこと。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要作成

- (7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) その他

詳細は入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of the head of the procuring entity:

Ido Toshizo, Governor of Hyogo Prefecture

- (2) Nature of the service to be required:

Development of the Hyogo information security cloud service

- (3) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 July 20, 2021

- (4) Deadline for tender:
11:00 August 18, 2021 by direct delivery
17:00 August 17, 2021 by mail
- (5) Office to contact concerning the notice:
System Administration Division, Civil Policy Planning and Administration Department,
Hyogo Prefectural Government
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567
TEL (078)341-7711 extension 2280
Email sysad@pref.hyogo.lg.jp



旧住宅地造成事業に関する法律第12条第3項に基づく工事完了公告

旧住宅地造成事業に関する法律（昭和39年法律第160号）第4条の規定による認可に係る次の住宅地造成事業は、完了した。

令和3年7月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行地区又は工区に含まれる地域の名称
（2工区の10）
小野市粟生町字大谷1506番80、1506番87、1506番138、1506番150、1506番181
同 市粟生町字一文字山1505番491
- 2 認可を受けた者の住所及び氏名又は名称
岡山県津山市北園町8番地15
キタノ産業株式会社 代表取締役 北野博子
- 3 認可年月日及び認可番号
令和3年5月21日
兵庫県指令北播（事）第414-17号

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第66号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第13条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定するとともに、既に指定した施設に関し指定の取消しをしたので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和3年7月6日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石堂則本

- 1 病院及び介護老人保健施設の表神戸市の項中

「

彦坂病院	同 市兵庫区西多聞通1丁目1-21
由井病院	同 市兵庫区菊水町5丁目2-3

」

を

「

彦坂病院	同 市兵庫区西多聞通1丁目1-21
------	-------------------

」

に改め、同表西宮市の項中

「

医療法人 高明会 西宮渡辺病院	同 市室川町10—22
医療法人 芳恵会 三好病院	同 市甲子園口北町24—9

」

を

「

医療法人 高明会 西宮渡辺病院	同 市室川町10—22
-----------------	-------------

」

に、

「

医療法人 敬愛会 西宮敬愛会病院	同 市深津町7—5
医療法人 芳恵会 三好病院介護医療院	同 市甲子園口北町24—9

」

を

「

医療法人 敬愛会 西宮敬愛会病院	同 市深津町7—5
------------------	-----------

」

に改める。

2 老人ホームの表神戸市の項中

「

特別養護老人ホーム 陽だまりの家 きしろ	同 市灘区鶴甲1丁目4—21
----------------------	----------------

」

を

「

特別養護老人ホーム 陽だまりの家 きしろ	同 市灘区鶴甲1丁目4—21
イリーゼ神戸六甲	同 市灘区篠原本町4丁目6—3

」

に、

「

介護型ケアハウス ソラーレ	同 市北区ひよどり北町3丁目2
---------------	-----------------

」

を

「

介護型ケアハウス ソラーレ	同 市北区ひよどり北町3丁目2
特別養護老人ホーム万寿の家	同 市北区鳴子3丁目1—18

」

に、

「

介護付有料老人ホーム ソルケア神戸名谷	同 市垂水区5丁目2—30
---------------------	---------------

」

を

「

介護付有料老人ホーム ソルケア神戸名谷	同 市垂水区5丁目2-30
特別養護老人ホーム オービーホーム高丸	同 市垂水区上高丸3丁目7-22
介護型ケアハウス オービーホーム高丸	同 市垂水区上高丸3丁目7-22
小規模特別養護老人ホーム花の森	同 市垂水区名谷町1941-1
ケアホーム 神戸垂水ちどり	同 市垂水区上高丸6丁目7-2
ケアハウス 神戸垂水ちどり	同 市垂水区上高丸6丁目7-2

に改め、同表たつの市の項中

「

介護付有料老人ホーム アムール新宮	同 市新宮町新宮555
社会福祉法人 円勝会 養護老人ホーム たつの荘	同 市神岡町入野1

」

を

「

介護付有料老人ホーム アムール新宮	同 市新宮町新宮555
-------------------	-------------

」

に改める。

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第203号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定に定める地域交通安全活動推進委員の委嘱を令和3年6月21日付けで解いたので、公示する。

令和3年7月6日

兵庫県公安委員会
委員長 大内 ますみ

委嘱を解いた者

氏名	活動区域
服部 謙一	葺合警察署の管轄区域

市町村職員共済組合公告

令和2年度決算の要旨

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項の規定により、令和2年度決算の要旨を公告する。

令和3年7月6日

兵庫県市町村職員共済組合
理事長 福元 晶三

1 損益計算書の要旨

(単位：千円)

経理区分	短期	厚生年金保険	退職等年金	経過的長期	退職等年金 預託金管理	経過的長期 預託金管理	業務	保健	ゆめ春来	ひょうご 共済会館	貯金	貸付
負担金	12,870,219	35,193,227	1,824,663	261,835			430,563	444,789				
掛金(組合員保険料)	12,975,041	22,231,134	1,824,645					434,888				
施設収入及び商品売上									102,309	57,613		
利息及び配当金						74,718	142	518	43	3	1,030,085	217
その他収入	1,731,188						152,665	1,186	4,693	2,937	62,202	27,253
他経理からの繰入金							3,903		304,659	67,493		
前年度支払準備金	1,795,735											
計	29,372,183	57,424,361	3,649,308	261,835	0	74,718	587,273	881,381	411,704	128,046	1,092,287	27,470
給付金	11,624,076											
役員員給与							225,656	13,028			20,648	15,560
旅費及び事務費							32,214	4,566	1,163	528	1,653	1,233
商品仕入									3,490	90		
飲食材料費									18,489	4,643		
委託費							25,264	1,293	79,157	68,970		
支払利息						74,718					887,509	
連合会払込金	326,928											484
前期高齢者納付金	6,050,049											
後期高齢者支援金	5,450,628											
病床転換支援金	25											
老人保健拠出金												
退職者給付拠出金	183											
他経理への繰入金	3,903							57,804				
その他支出	4,026,311	57,424,361	3,649,308	261,835			287,129	759,547	110,398	48,591	8,093	321,512
次年度支払準備金	1,718,009											
計	29,200,112	57,424,361	3,649,308	261,835	0	74,718	570,263	836,238	212,697	122,822	917,903	338,789
差引当期利益金又は当期損失金(△)	172,071	0	0	0	0	0	17,010	45,143	199,007	5,224	174,384	△ 311,319

2 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

経理区分	短期	厚生年金保険	退職等年金	経過的長期	退職等年金 預託金管理	経過的長期 預託金管理	業務	保健	ゆめ春来	ひょうご 共済会館	貯金	貸付
流動資産	4,105,708	3,407,028	228,473	1,613	26,584	36,628	1,906,726	3,281,661	1,340,490	564,751	8,880,925	666,710
固定資産						4,861,881	2,502	114,732	1,049,366	1,129,920	134,032,959	2,045,865
繰延資産							5,343					3,740
資産合計	4,105,708	3,407,028	228,473	1,613	26,584	4,898,509	1,914,571	3,396,393	2,389,856	1,694,671	142,913,884	2,716,315
流動負債	131,118	3,407,028	228,473	1,613			24,645	95,501	7,538	10,931	129,417,913	30
固定負債	1,718,009				26,584	4,898,509	285,622	24,909			53,312	100,344
負債合計	1,849,127	3,407,028	228,473	1,613	26,584	4,898,509	310,267	120,410	7,538	10,931	129,471,225	100,374
資本剰余金								122,268	2,134,506	1,449,366		
積立金												
利益剰余金	2,256,581						1,604,304	3,153,715	247,812	234,374	13,442,659	2,615,941
資本合計	2,256,581	0	0	0	0	0	1,604,304	3,275,983	2,382,318	1,683,740	13,442,659	2,615,941
負債・資本合計	4,105,708	3,407,028	228,473	1,613	26,584	4,898,509	1,914,571	3,396,393	2,389,856	1,694,671	142,913,884	2,716,315

一般財団法人行政書士試験研究センター公告

令和3年度行政書士試験の実施

行政書士法(昭和26年法律第4号)第4条第1項の規定による兵庫県知事の委任に係る令和3年度行政書士試験を次のとおり実施する。

令和3年7月6日

一般財団法人行政書士試験研究センター
理事長 多賀谷 一 照

1 試験期日

- (1) 試験日 令和3年11月14日(日)
- (2) 試験時間 午後1時から午後4時まで

2 試験場所

試験地	試験場	所在地
兵庫県	神戸ポートピアホテル	神戸市中央区港島中町6-10-1
	シーサイドホテル舞子ビラ神戸	神戸市垂水区東舞子町18-11

3 試験の科目及び方法

- (1) 試験の科目

試験科目	内容等
行政書士の業務に関し必要な法令等 (出題数46題)	憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、令和3年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。
行政書士の業務に関連する一般知識等 (出題数14題)	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行う。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とする。

なお、記述式は、40字程度で記述するものを出題する。

4 受験願書及び試験案内の配布と請求方法

配布場所	配布期間
一般財団法人行政書士試験研究センター (東京都千代田区一番町25番地 電話 (03) 3263-7700)	ア 窓口配布 令和3年7月26日(月)から同年8月27日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。) イ 郵送配布 令和3年7月26日(月)から同年8月20日(金)まで 住所・氏名、郵便番号記載の返信用封筒(角形2号=A4サイズの願書が折らずに入る大きさの封筒)に郵便切手140円分を貼付し、下記宛先まで郵送で請求すること(令和3年8月20日(金)必着)。 受験願書及び試験案内の請求先 〒252-0299 日本郵便株式会社 相模原郵便局留 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課
兵庫県庁(1号館・2号館受付) 兵庫県庁 企画県民部企画財政局市町振興課 神戸県民センター県民交流室総務防災課 阪神南県民センター1階情報センター 阪神南県民センター西宮県税事務所調整課 阪神北県民局さわか県民相談室 東播磨県民局総務企画室総務防災課 北播磨県民局総務企画室総務防災課 中播磨県民センターさわか県民相談室 西播磨県民局総務企画室総務防災課・さわか県民相談室 西播磨県民局龍野県税事務所調整課 但馬県民局総務企画室総務防災課 丹波県民局県民交流室総務防災課 洲本総合庁舎内さわか県民相談室 兵庫県民総合相談センター	窓口配布のみ 令和3年7月26日(月)から同年8月27日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。ただし、兵庫県民総合相談センターにおいては、常時センター前のラックから取得できる。) (兵庫県庁 企画県民部企画財政局市町振興課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 電話 (078) 362-3098)

兵庫県行政書士会 神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー13階 電話 (078) 371-6361	窓口配布のみ 令和3年7月26日(月)から同年8月27日(金)まで (土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)
---	--

5 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間 令和3年7月26日(月)から同年8月27日(金)まで

イ 申込方法

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課へ、簡易書留郵便により郵送すること。

郵送は、受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、令和3年8月27日(金)までの消印があるものに限り受け付ける。

なお、兵庫県企画県民部企画財政局市町振興課での受付は行わないので、注意すること。

ウ 提出書類 受験願書(顔写真貼付、受付郵便局の日附印のある振替払込受付証明書(お客さま用)の貼付があるもの)

エ 受験手数料 7,000円(納付方法については、試験案内を参考とすること。)

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込み画面への入力

一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(<https://gyosei-shiken.or.jp>)からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。

イ 受付期間

(7) 令和3年7月26日(月)午前9時から同年8月24日(火)午後5時まで

この出願システムは、令和3年8月24日(火)午後5時で終了する。

なお、同日午後5時までに入力を完了していないと、接続中(入力中)であっても申込みができなくなるので注意すること。

(4) 最終日(令和3年8月24日(火))は大変混雑し、インターネットが繋がりにくくなることが予想されるので、余裕を持って申し込むこと。

ウ 受験手数料の払込み

(7) 受験手数料(7,000円)は出願画面の指示に従ってクレジットカード(申込者本人名義のものに限る。)又はコンビニエンスストアで払い込むこと。

(4) 利用できるクレジットカード

VISA、Master、JCB、アメリカン・エクスプレス及びDiners

(7) 利用できるコンビニエンスストア

セブン-イレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア及びニューヤマザキデイリーストア

(4) 払込みに要する費用は、受験申込者の負担とする。

(7) 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。

(3) 試験に関する問合せ先

一般財団法人行政書士試験研究センター

電話 (03) 3263-7700

6 特例措置の実施

身体の機能に障がいのある者等で、車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込みなど、受験に際して必要な措置を希望する者は、事前に申請の手続が必要となることから、受験申込みをする前に必ず上記問合せ先まで相談すること。

7 合格発表の日時及び方法

(1) 発表日時

令和4年1月26日(水)午前9時

(2) 発表の方法

一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板に合格者の受験番号を公示(掲示)するととも

に、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送する。

また、同センターのホームページ (<https://gyosei-shiken.or.jp>) に合格者の受験番号を掲載する。あわせて、兵庫県公報に合格者の受験番号を登載する。

正 誤

○令和3年5月21日付け（兵庫県公報第209号）

兵庫県告示第584号（保安林の指定の予定通知）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
7	下から4	1942の15、1942の29、1942の36、 1942の39	1492の15、1492の29、1492の36、 1492の39